

別紙 1

宮古市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮古市地方就職支援金事業及び岩手県地方就職学生支援事業に関し必要に応じ行う報告及び現地調査等について、岩手県及び宮古市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮古市地方就職支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
 - (2) 交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から1年以内に内定先企業への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 申請日から起算して1年以内に宮古市に転入しなかった場合 全額
 - (4) 就業日から起算して1年を経過しない日までに職を辞した場合（退職日から3月以内に内定先企業以外の対象企業に就業する場合を除く。） 全額
 - (5) 申請日から起算して3年を経過しない日までに宮古市から転出した場合 全額
 - (6) 申請日から起算して3年以上5年以内に宮古市から転出した場合 半額
 - (7) 報告の求めに応じない場合 全額